

# 富士見町教育大綱

令和5年3月

富 士 見 町

富士見町教育委員会

## 富士見町民憲章

わたくしたちは、秀丽富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。

この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 一、かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 一、心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 一、教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一、仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 一、思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

## 1 大綱策定の背景と趣旨

人口減少・少子高齢化、AIの発達と高度情報社会化に伴うグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化等、社会・経済情勢は急速に変化しており、教育の充実がますます重要になっています。中でも激甚化する自然災害・予測困難な感染症への対応、人口減少と少子高齢化に伴う人口構造の変化は、我が国の多くの自治体が直面する大きな課題です。この状況は本町においても例外ではなく、それに伴う影響を常に意識し、新たな視点、柔軟な発想、変化への対応力をもった「まちづくり・ひとづくり」が求められます。

富士見町の明日を担う人材を育成するためには、子どもたちが地域への愛着心を自ら育み、**誇りを高めながら**、心身ともにたくましく健やかに学び育つことができ、あらゆる世代が生涯にわたってともに学び、**自らの未来を啓き（※1）、社会に参画していける**ような教育を推進していかなければなりません。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会の連携強化、町長の教育行政に対する責任の明確化等、地方教育行政の抜本的な改革が図られ、平成27年4月から新たな教育委員会制度が導入されました。

教育大綱は、こうした背景のもと、同法第1条の3の規定に基づいて、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進するための基本的な指針として策定するものです。

※1啓く；導く、開放する、の意。自らの可能性の扉をひらき、新たなステージに進むという願いを込めている。

### （参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3

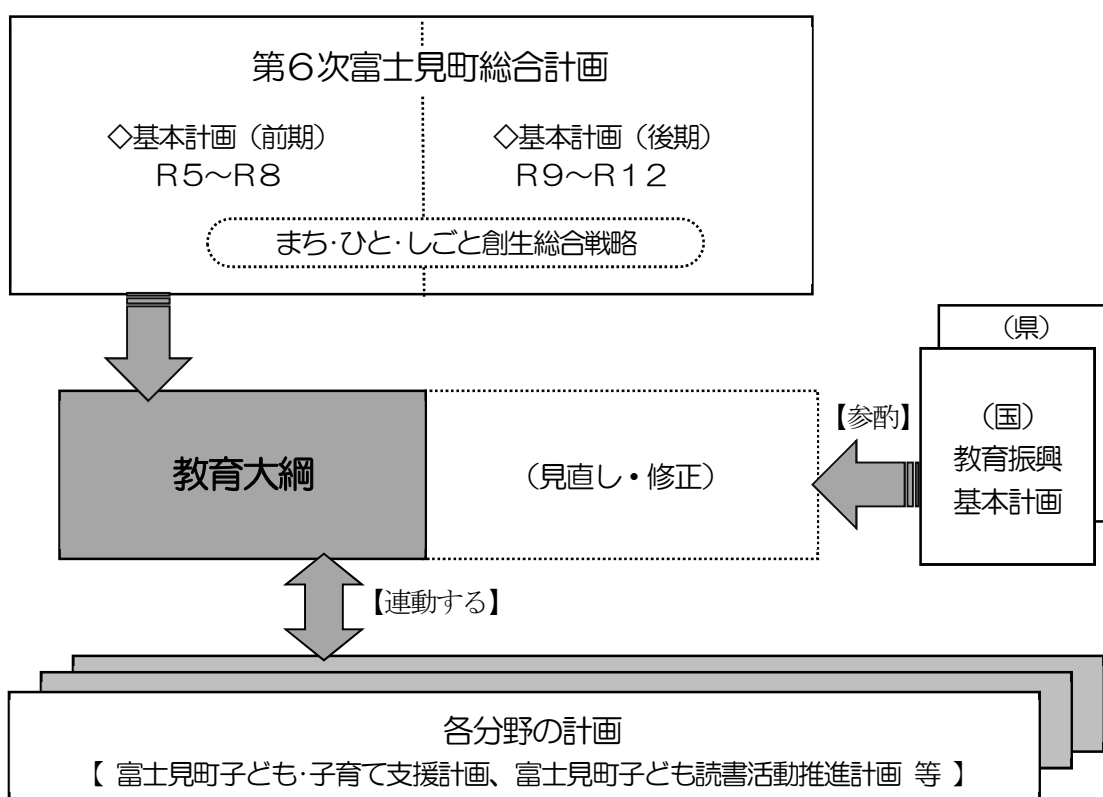
- 第1項** 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。
- 第2項** 地方公共団体の長は、大綱を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議するものとする。
- 第3項** 地方公共団体の長は、大綱を定め、または変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第4項** 地方公共団体の長に対して、教育委員会が管理し、執行する事務を執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 2 大綱の位置付け

教育大綱は、「総合教育会議」において協議・調整した上で、町長が定めます。

富士見町では、まちづくりの最上位計画である「第6次富士見町総合計画」を踏まえて策定します。

なお、総合教育会議とは、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4に定めるところの町長と教育委員会で構成する会議です。



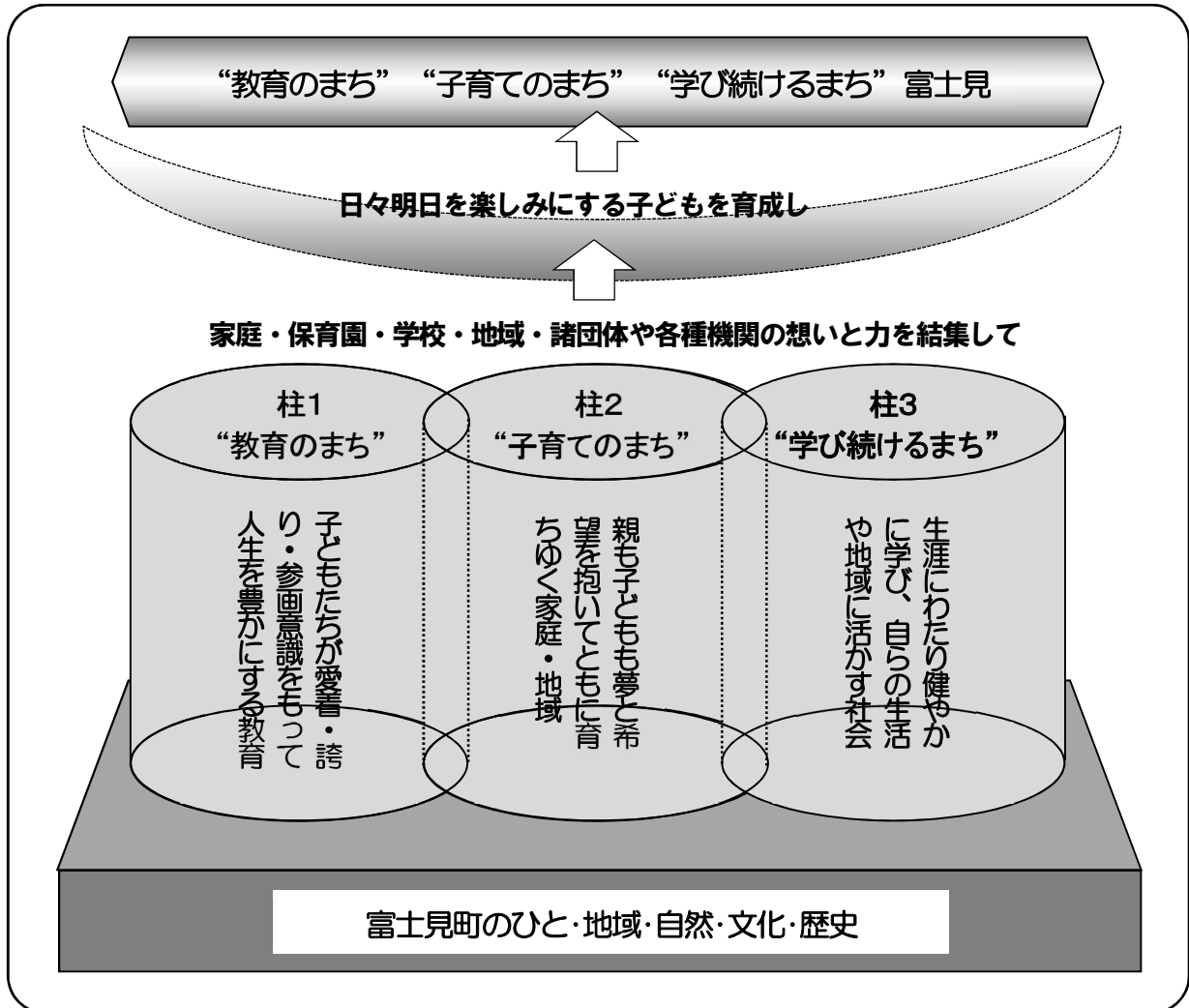
## 3 大綱の期間

本教育大綱の対象期間は、第6次富士見町総合計画の前期期間に即し、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

ただし、国、県及び町の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等によりこの大綱に見直しが必要な場合は、総合教育会議において協議・調整の上、見直しを行います。

## 4 基本方針

### (1) スローガン ～3つの柱～



### (2) 3つの柱でめざす姿

柱1 “教育のまち” ～子どもたちが愛着・誇り・参画意識をもって人生を豊かにする教育～

『ふるさとの自然や文化を愛し、誇りをもち、町づくりに参画しながら明日を啓くふじみの子』

柱2 “子育てのまち” ～親も子どもも夢と希望を抱いてともに育ちゆく家庭～

『子どもの成長の喜びと感動を糧に、互いの支援の輪を広げ、家族の笑顔あふれる子育て家庭』

柱3 “学び続けるまち” ～生涯にわたり健やかに学び、自らの生活や地域に活かす社会～

『健やかなからだをつくり、地域の自然や文化、人の心をたずね、ともにきりひらく生涯学習』

## 5 重点項目 ～めざす姿の具現に向けて～

### (1) 柱1 “教育のまち” 富士見

子どもたちが夢や希望をもって心身ともに健やかに成長し、未来をきりひらいて生きていけるよう基礎的基本的な力、愛着・誇りを育むとともに、豊かな感性と知性、社会性やコミュニケーション能力、予測困難な社会に対応できる参画力を育む教育を推進します。

#### ふるさとの自然や文化を愛し、誇りをもち、町づくりに参画しながら明日を啓くふじみの子

##### ① 地域に根ざし地域とともにつくる教育の推進

###### ○コミュニティスクールの充実

・“つなげよう！学びを、人を、地域を”を合言葉に、学校や保育園で地域に根ざした信州型コミュニティスクールの充実を地域の教育力を高めながら図ります。

###### ○補充学習の支援

・中学校では、朝や放課後、長期休業等を活用し、町教育支援主事やボランティア指導者による個別の補充学習等の指導を進めます。

##### ② 確かな学力を育む教育の推進

###### ○未来をきりひらく資質・能力を育成する授業の改善

・学習の質を一層高める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進し、他とかわかって自らの考えを深め広げる力を育てます。

###### ○身近な地域を対象とした保育・教育の推進

・やまほいく・生活科・総合的な学習の時間を通して、身近な事象から、自ら課題を見つけ、友とともに解決し、学びの成果を地域に発信するなどを通して地域社会に参画する教育を推進します。

###### ○英語教育の推進

・小中学校に外国人英語指導員を配置し、英語指導を低学年より段階的に進めます。

###### ○ICT教育の充実

・ICT（情報通信技術）を活用し、児童生徒が興味・関心をもって自ら調べ深める学びを促進したり、クラウド上での協働的な学びを推進したりする授業を実現することで、自ら学ぶ意欲と確かな学力の育成をめざします。

###### ○家庭学習の充実

・家庭学習のあり方について、学校だより・学級だより等を通じて周知を図ります。

###### ○きめ細やかな指導

・町費の教科指導教員、教育支援員、活動支援員を配置し、個に応じたきめ細やかな指導や個別最適な学習の充実を図ります。

- ・特別支援教育においては、インクルーシブ教育を一層進め、多様な他者と共生していく資質・能力を育むことを支援します。

### ③ 自己肯定感を高め、豊かな心を育む教育の推進

#### ○他者を思いやる心を育みます。

- ・他者とのより良いかかわり方を自ら決定し、行動できる人権教育を進めます。

#### ○教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーや心の相談員等を配置するとともに、日常の声かけや子どもとの対話を大切にし、安心して学べる環境や相談体制づくりを進めます。

#### ○いじめ・不登校への対応

- ・他機関とも連携を密にしながら、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを進めます。

#### ○地域資源を活かした体験活動

- ・郷土の自然、文化、歴史、人等、地域資源を活かした体験活動の充実を図ります。

#### ○特別支援学校との連携

- ・特別支援学校との交流や共同学習の充実を図るとともに、副学籍による「共生社会につながる豊かな心」を育成します。

#### ○各種教育の推進

- ・規範意識や自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやり、自らの夢や希望を育むため他地域の実践に学びながらSDG'sの実現につながる各種教育を進めます。

#### ○危機管理の充実

- ・富士見町いじめ防止推進基本方針に基づき、いじめの防止や重大事案発生時の体制づくり等、子どもの人権や命にかかわる問題への迅速かつ適切な対応を図ります。
- ・近年激甚化する自然災害に備え、自らの命を守る判断力を育成します。

### ④ 教育環境の整備

#### ○施設改修・安心安全の確保

- ・子どもの安全に配慮した環境を整備するため、施設の改修を計画的に進めます。
- ・施設設備、登下校、食など、子どもの安心安全の確保に努めます。

#### ○教職員の資質能力の向上

- ・教職員の主体的な研修を支援し、資質能力や組織力の向上を図り、地域や保護者から信頼される学校づくりを進めます。

#### ○働き方改革の推進

- ・子どもと向き合う時間を確保し、質の高い授業やより充実した学校生活を実現するための働き方改革を、教職員の意識向上とともに進めます。

## (2) 柱2 “子育てのまち” 富士見

富士見町においても少子化が進んでいます。また、社会状況の変化に伴って家庭環境や価値観が多様化する中、子育てに対する不安が増大する傾向にあります。豊かな自然・文化・歴史に恵まれた本町でこそ、安心して出産・子育てができ、子育てに喜びと感動を抱きながら、親も子どもともに成長して行くことができるよう、子育て支援を推進します。

### 子どもの成長の喜びと感動を糧に、互いの支援の輪を広げ、家族の笑顔あふれる子育て家庭

#### ① 子育てしやすい仕組みづくり

##### ○切れ目のない相談体制の充実

- ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が行えるように、母子保健と児童福祉の相談窓口を再編し、一体的な相談支援体制を整えます。多様な相談に対応できるよう家庭教育相談員、家庭子育て相談員、公認心理士、登校支援コーディネーター、保健師が各関係機関と連携して支援を行っていきます。

##### ○子育て世代相互のつながり

- ・地域子育て支援拠点を中心に各種子育て支援団体と連携し、子育て世代相互のつながりを深めます。

##### ○子育て支援の輪の広がり

- ・家庭や子供に必要な支援が届くように、関係機関や地域とお連携して地域で子育てを支える環境を整えます。

##### ○家庭子育て世帯への支援

- ・子育てする世帯への経済的支援を進めます。

#### ② 保育の充実

##### ○保育環境の整備・充実

- ・待機児童0の維持に向け、保育士の適正配置を図るとともに、町内5園の施設や設備の整備を計画的に進めます。
- ・町内認可外保育施設“すずらん保育園”、野外保育“森のいえ ぽっち”との連携を深めるとともに、各施設の運営を支援します。
- ・保育料の経済的負担の緩和をはじめ、子育て世帯の負担軽減を図ります。

##### ○健やかな育ちを支える保育の推進

- ・“信州やまほいく”の認定を受けた環境を活かし、子どもが本来もつ感性や伸びる力を引き出しながら、豊かな心・創造力・たくましいからだを育む保育を進めます。
- ・小学校との連携を深め、小学校への円滑な接続を図るため園小接続カリキュラムを構築するとともに、子ども相互がともに育つ保育を進めます。

#### ③ 子育て環境の整備

##### ○児童クラブの環境整備

- ・各小学校の児童クラブにおいて児童が安全に過ごせる環境を整えていきます。また駅前総合福祉拠点や各公民館での子どもの居場所の運営を支援します。

##### ○子どもの居場所づくり

- ・中高生を含めた子どもの居場所づくりを民間団体と協働して取り組んでいきます。



### (3) 柱3 “学び続けるまち” 富士見

町民の意識は、個人の生活様式や個々の価値観・生き方をより重視する方向へと変わりつつあります。こうした変化に対応していくためにも、富士見町の豊かな自然・文化・歴史やこれまでの歩みを大切にしながら、生涯にわたって仲間とともに健やかに学び、その学びやつながりを自らの生活や地域社会に活かしてコミュニティを育む生涯学習を推進します。

#### 健やかなからだをつくり、地域の自然や文化、人の心をたずね、ともにきりひらく生涯学習

##### ① 生涯学習環境の充実

###### ○社会人権教育の充実

- ・人権の尊さをより深く見つめ、人権感覚を磨く学習の場や啓発活動を進めます。
- ・男女共同意識の啓発、誰もが参画し共に支えあえる仲間づくりを進めます。

###### ○学習の場づくり

- ・各種学級、講演会、体験学習等、生涯学習の機会の充実を図ります。
- ・青少年が様々な交流を通して社会性を養うよう、体験活動や啓発活動を進めます。
- ・芸術文化団体の活動発表の場や伝承文化の継承、他市町村との交流など、文化振興の支援を進めます。

###### ○各種施設の管理・運営・計画的な整備

- ・コミュニティ・プラザ、ゆめひろば富士見、町民センター、体育館、考古館、博物館等の管理・運営を行い、各種施設がより快適な生涯学習の場、子どもの居場所、多世代交流の場となるよう計画的に整備を進めます。
- ・子どもや子育て世代をはじめ、多くの町民が集い親しめるゆめひろばの運営を図ります。

##### ② 公民館活動の推進

###### ○各種団体への支援

- ・各集落の分館を拠点とした分館活動を支援するとともに、生涯学習関連団体や芸術文化団体等との連携を深めながら支援を進め、文化的活動の活性化を図ります。

###### ○館報による広報活動

- ・町民の目線を大切に、公民館報やSNSを活用して生活上の話題や課題、町の文化や歴史、公民館活動等の周知と理解を図ります。

##### ③ 図書館・博物館の充実

###### ○図書館の管理・運営

- ・“安らぎ” “居心地” “一日居ても飽きない” “情報満載” “利用したいときに開いている” の5つを基本目標に、きめ細やかな図書館運営を進めます。

### ○読書活動の推進

- ・「富士見町子ども読書活動推進計画」に基づき、保育園や学校、公民館・ボランティア団体と連携しながら、本に親しみ学ぶ町民の育ちを支援します。

### ○博物館の管理・運営

- ・富士見町にゆかりの文化人に関する資料の収集・管理・保存・展示、企画展や各種イベントの開催等、町民が文化や歴史に親しむ取り組みを進めます。

## ④ 生涯スポーツの普及・推進

### ○スポーツ活動の推進

- ・富士見町スポーツ協会、地域スポーツクラブ・スポーツ少年団等のスポーツ関連団体との連携を密にして、子どもから高齢者までのライフステージに応じたスポーツ活動の日常化を図ります。
- ・各種関係団体と連携して、各種スポーツの次代を担うリーダーとなる人材の育成を図ります。

### ○中学校部活動の段階的な地域移行

- ・国が進める中学校部活動の段階的な地域移行について、町の人材や資源を活用しながら進め、富士見町らしい地域の文化・スポーツ振興を進めます。

## ⑤ 文化財の保護・伝承・活用

### ○新考古館の建設

- ・遺跡の保護と活用の観点から、景観等を十分吟味しつつ、町民に愛され誇りを高める新考古館の建設準備を進めます。

### ○遺跡の保護と活用

- ・井戸尻考古館や史跡の管理・整備、遺跡の発掘調査や報告書の作成、文化財の展示や啓発活動等を通じて、世界的にも貴重な富士見町の重要遺跡や文化財の保全と、さらなる活用を進めます。
- ・国史跡の指定に向けた遺跡保存のための発掘調査・基礎研究を進めます。
- ・近隣市町村や関係機関と連携し、日本遺産等の情報を発信して事業を進めます。

### ○民俗資料館の管理・運営

- ・民俗資料館の維持管理、収蔵品の整備、活動の充実を図ります。